

2007年 第20回 和歌山コールドカップ

2007年2月11日(日)~2月12日(月・祝) 和歌山マリーナシティ「和歌山セーリングセンター」

帆走指示書 (Sailing Instructions)

主 催 和歌山県セーリング連盟

後 援 和歌山県・社団法人和歌山県体育協会・和歌山県教育委員会

和歌山市・和歌山市体育協会・和歌山市教育委員会

協 力 NPO法人和歌山セーリングクラブ

大会役員 レース委員長 鈴木 國央

プロテスト委員長 川嶌 秀則

大会日程 2007年2月11日(日)~2月12日(月・祝)

略称:この帆走指示書では以下の略称を使用する:

NOR : レース公示・RC : レース委員会・RRS : セーリング競技規則 2005-2008 年版・SI : 帆走指示書

1. 適用規則

本大会は RRS に定義された「規則」を適用する。SI と NOR が矛盾する場合は、SI が優先される。

2. 参加登録

NOR により参加申込みをした競技者は、次の時間内にレースオフィスにおいて参加登録(大会受付)を完了することにより、レースに参加することができる。

参加登録(大会受付)時間 2月11日(日)08:30~09:00

3. 競技者への通告 および帆走指示書の変更

- 3.1 競技者への通告は、クラブハウス前に設置する公式掲示板に掲示される。
- 3.2 SI の変更は、それが有効となる日の最初のレースの予定時刻の 60 分前までに掲示する。 但し、レース日程に変更がある場合は、それが有効となる前日の 18:00 時までに掲示される。

4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上の信号はクラブハウス前に設置されたフラッグポールに掲揚する。
- 4.2 『AP 旗』を掲揚した時: RRS のレース信号『AP 旗』の意味は、「1 分後」を「30 分以降」に変更する。
- 4.3 『D』旗を掲揚した時:音響信号1声と共に掲揚される『D』旗は「予告信号は『D』旗掲揚の30分以降に発せられる。競技者は、『D』旗が掲揚されるまでハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。

5. 海上で発せられる信号

5.1 スタートライン又はフィニッシュラインに位置する運営船に『N/H』旗、『N/A』旗『AP/H』旗、『AP/A』 旗が掲揚された時は、RRS レース信号に定められたそれぞれの意味に加え【全艇直ちに帰港し、帰 着申告をすること】を含むものとする。

6.レースの日程

2月11日(日)

07:30 ゲート開門

08:30~09:00 受付

09:00 開会式・艇長会議

09:55 1日目第1レース予告信号。引き続きレースを行う。



2月12日(月·祝)

08:00 ゲート開門

09:25 2日目最初のレース予告信号。引き続きレースを行う。

ただし、14:30 以降に予告信号が発せられることはない。

16:00 表彰式・閉会式(時間を変更する場合がある)

※ 本大会は7レースを予定する。

※ 1日に行われるレース回数は RC の裁量により決められる。

※ 両日とも海上での昼食を予定しているので、各自で用意のこと。

7. クラス旗

OP級 『OPクラス』旗

8. レースエリア

レースエリアは、このSIの「添付1図」に示す通りとする。

9. コース

- 9.1 「添付2図」に、各レグのおよその角度や回航するマークの順番を含むコースを示す。
- 9.2 第1マークへのおよそのコンパス方位は、スタートラインのスターボードエンドに位置したスタート RC 艇に掲示する。

10. マーク

- 10.1 コースマークはオレンジ色三角すい形のブイとする。
- 10.2 スタートマークはスターボードエンドにいる RC 艇とポートエンドにある赤色球形のブイとする。
- 10.3 フィニッシュマークはスターボードエンドにいる RC 艇とポートエンドにある赤色球形のブイとする。

11. スタート

- 11.1 レースは、RRS26 に従ってスタートさせる。
- 11.2 スタートラインは、スターボードエンドにあるスタートマーク上の『オレンジ旗』を掲揚している ポールとポートエンドにある赤色球形のブイの間とする。
- 11.3 スタート信号から 4 分を経過した後にスタートしようとする艇はスタートしなかった (DNS) と記録 される。この項は RRS 付則 A4 を変更している。

12. スタート後のコース変更

レース中に、マークの位置を変更することはない。

13. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードエンドにある RC 艇の『青色』旗を掲揚しているポールと、ポートエンドにある赤色球形ブイの間とする。

14. ペナルティー方式

- 14.1 RRS 付則 P を適用する。
- 14.2 RRS42 以外の違反については、プロテスト委員会はレースを監視する。プロテスト委員会が違反を 目撃した場合、プロテスト委員会は音響信号を1回発することがある。セール番号の呼びかけはし ない。これはプロテスト委員会が抗議すべき状況を目撃したことと、1艇または2艇以上がペナル ティー回転を履行しなければならないことを意味する。どの艇もペナルティー回転を履行しなかっ た場合、プロテスト委員会は1艇または2艇以上に対して抗議をすることがある。

15. タイム・リミット

タイム・リミットは、競技規則 28.1 に基づき、且つ RRS30.3 に違反しないでスタートした先頭艇のフィニッシュ後 15 分以内とする。タイム・リミットまでにフィニッシュしなかった艇は、DNF と記録される。この項は、RRS35 と RRS 付則 A4 を変更している。



16. 抗議と救済の要求

- 16.1 RRS61.1(a)(2)を削除し、以下の要件を追加する。「抗議しようとする艇はレース中目立つように赤色旗を掲揚し、かつフィニッシュ後直ちにフィニッシュラインに位置する RC 艇に抗議の意思を RC 艇が確認するまで口頭で伝えねばならない。」この項は、RRS61.1(a)を変更している。
- 16.2 抗議および救済の要求は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、その日の最終レース終了後60分以内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。抗議締切時刻は公式 掲示板に掲示される。
- 16.3 レース委員会またはプロテスト委員会による競技規則 61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は, 抗議 締切時刻までに公式掲示板に掲示される。これは競技規則 61.1(b)を変更している。
- 16.4 救済の要求の提出期限は上記の抗議締切時間内、または当該のケースから90分以内のいずれか遅い方とする。この項はRRS62.2 (救済の要求の締切時間)を変更している。
- 16.5 抗議の通告
 - 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、 "抗議の通告"を抗議締切時刻後約30分以内に掲示する。
- 16.6 審問の順序及び待機場所
 - a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
 - b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 16.7 RRS 付則Pに基づきペナルティーを課せられた艇のリスト及び情報(ペナルティー内容及び回数) は公式掲示板に掲示される。
- 16.8 大会最終日、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - a) 再開を要求している当事者がその前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - b) 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後30分以内。 この項は、RRS66を変更している。
- 16.9 この SI の 2、18、および 22 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。

17. 得点

- 17.1 RRS 付則 A の低得点方式を適用する。
- 17.2 7レースを予定し、最少1レースの完了をもって大会は成立とする。
- 17.3 成立したレースが 4 レース以下の場合は、全レースの得点の合計とし、5 レース以上成立した場合は、最悪の得点 1 レースを除外したレースの得点の合計とする。
- 17.4 SI 18.3 でペナルティーを受けた艇の得点は DNF の得点より悪くなることはない。

18. 安全規定

- 18.1 海上では常に適当な個人用浮力体(ライフジャケット)を着用しなければならない。ウェットスーツおよびドライスーツは適当な個人用浮力体と見なさない。もし、浮力装置が膨張式のものであれば、海上では常に膨張させた状態で着用しなければならない。この項は RRS40 を変更している。
- 18.2 レースからリタイアする選手は、できるだけ早く RC へ知らせなければならない。
- 18.3 出艇申告、帰着申告は、サインシステムを採用する。競技者は、海上に出る前に出艇申告として自 分自身でサインし、帰着後直ちに、帰着申告として同じ用紙にサインしなければならない。 この指示に従わなかった競技者は、審問なしで、この違反が認められたその日の各レースの得点に 5点加算のペナルティーを受ける。
- 18.4 救助を必要とする選手は、笛を吹き、パドルか片腕を振ることで知らせなければならない。RC は、RC が救助を要すると判断した選手を、その選手の意向にかかわらず救助する権限を持つ。このことは RRS62.1(a)による救済の根拠とならない。

19. 計測

- 19.1 大会計測は行わない。
- 19.2 競技者は大会期間中、ハル、ダガーボード、ラダー、マスト、ブーム、スプリット、およびセール をそれぞれ 1 つのみ使用することができる。これらの艤装品はクラス規則に適合しなければならない。
- 19.3 RC 計測員は、大会の全期間を通じていつでも、RC またはプロテスト委員会指示により計測値の確認を行うことができる。
- 19.4 損傷した艤装品の交換は、RCの承認の後に許可される。ただし、損傷した艤装品の交換を海上で行



う場合は、損傷した事が海上の RC によって確認された後交換し、その日のレースの終了後に、交換した艤装品を RC に提出し、承認を受けねばならない。

20. オフィシャルボート

オフィシャルボートは以下のフラッグを掲揚している。

- ○RC 艇: 白地に赤で『RC』と示した旗
- ○プロテスト委員会ボート:白地に赤で『JURY』と示した旗
- ○レスキューボート:白地に赤で『RESCUE』と示した旗

21. 賞

レース公示(NOR)の通りとする。

22. サポート (支援)

- 22.1 競技者をサポートするコーチ及び保護者等は参加クラブ毎にまとめて、大会受付時間中に大会受付にて配布される用紙にて名簿をRCに提出しなければならない。競技者をサポートする者はRRS、NOR、SIの適用を受ける。
- 22.2 競技者をサポートする者が RRS、NOR、SI に違反した場合には、プロテスト委員会の判断により、関係する全艇の当該レースを失格とするか、又は、その他のペナルティーを課すことがある。
- 22.3 サポートボートは次の条件を満たす場合にのみ使用が認められる。
 - a) サポートボートは、RC に対し、レースの参加申し込み時に所定の様式により使用について申請し、その許可を受けなければならない。使用の許可を受けたサポートボートは『グリーン色』旗を掲揚しなければならない。但し、サポートボートは、救助活動を除き、定員の1/2を超えて乗艇させてはならない。
 - b) サポートボートは、予告信号からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、 ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでの間は、スタートエリアおよびレースエリア に入ってはならない。「添付2図」を参照のこと。
 - c) サポートボートは、RC から救助活動の要請があった場合には、直ちに RC の指揮下に入り、救助活動に従事しなければならない。救助活動の要請は運営艇に『グリーン色』旗を掲揚して通告する。サポートボートは、この要請があった場合のみ、救助活動のためにスタートエリアおよびレースエリアに入ることができる。但し、サポートボートは、救助活動を除き、レース艇に援助を与えてはならない。
 - (注)援助はRRS41と同義語とする。
 - d) サポートボートの出艇申告、帰着申告は、サインシステムを採用する。サポートボートの艇長は、 海上に出る前に出艇申告として自分自身でサインし、帰着後直ちに、帰着申告として同じ用紙にサ インしなければならない。
- 22.4 サポートボートが SI22.3(a) \sim (d) に違反した場合には、プロテスト委員会の判断により、そのサポートボートに関係する全艇の当該レースを失格とするか、又は、その他のペナルティーを課すことがある。

23. 責任の否認

競技者は完全に自らのリスクにおいてこの大会に参加する。RRS4「レースをすることの決定」を参照のこと。主催団体は、この大会前、大会中または大会後のいかなる物的損傷または人の傷害または死亡などに対して一切の責任を否認する。

24. ゴミの投棄

競技者は、陸、海をかかわらずにゴミを捨ててはならない。 やむを得ない場合に限り RC に預けることができる。

(帆走指示書の)「添付1図」 レース海面 (帆走指示書の)「添付2図」 コース

-以上-







